生00011 年(令和9年3月末まで保存)(令和7年10月末まで有効)

生 企 第 1 2 3 号 令 和 7 年 6 月 2 0 日

各警察署長殿

生活安全部長

警備員等の検定の実施について

見出しについて、警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定により、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を下記のとおり実施するので、検定申請に伴う適正な事務取扱いに努められたい。

記

1 実施日時等

実施日時	実施場所
(学科)令和7年9月24日(水) 午前9時から午前10時まで (実技)令和7年10月25日(土) 午前9時から正午まで	青森市問屋町1丁目10番10号 青森市はまなす会館

2 実施する検定の種別・級及び予定人員

種 別 · 級	予定定員
施設警備業務 2級	30人

3 受検資格

- (1) 青森県内に住所地を有する者
- (2) 青森県外に住所地を有する者で、青森県内に所在の営業所に属する警備員であるもの
- 4 検定の方法及び内容

検定は学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対して 実技試験は行わない。

(1) 学科試験

5 枝択一式20間の筆記試験により行い、配点は1間につき5点として

100点満点とする。

合格基準は90%以上の成績であることとする。 試験時間は60分とする。

[出題範囲]

- ① 警備業務に関する基本的な事項
- ② 法令に関すること。
- ③ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- ④ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。
- (2) 実技試験

実技試験は減点採点法で行い、100点満点とする。 合格基準は90%以上の成績であることとする。

[実施内容]

- ① 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - ア 出入管理の方法に関する専門的な知識
 - イ 巡回の方法に関する専門的な知識
 - ウ 施設警備業務用機器に関する専門的な知識
 - エ 施設警備業務用機器の故障又は不調の場合にとるべき措置に関する 専門的な知識
- ② 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。
 - ア 不審者又は不審物件を発見した場合にとるべき措置に関する専門的 な知識
 - イ 事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識
 - ウ 事故の発生時における負傷者の救護及び警備業務対象施設における 危険の防止のための措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識
 - エ 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な知識
 - オ その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識
- 5 検定申請の手続
- (1) 検定申請の受付期間、受付時間等

受付期間	受 付 時 間
令和7年8月18日(月)から同月22日(金)	午前9時から
までの間	午後4時までの間

注) 受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付 を締め切る。

(2) 申請場所

申 請 者	申請場所
青森県内に住所地を有する者	住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
青森県外に住所地を有する者で 青森県内に所在する営業所に属 する警備員であるもの	当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(3) 検定申請の書類

7	寅定規則別記様式第1号の検定	全申請書 1通
添付	申請者全員	写真 2葉 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチ メートル、横の長さ2.4センチメートル の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月 日を記入したもの。)
書類	青森県内に住所地を有する者	住所地を疎明する書面 1 通 (住民票の写し、自動車運転免許証の写 し等)
	青森県外に住所地を有する者 で青森県内に所在する営業所 に属する警備員であるもの	当該営業所に属することを 疎明する書面 1通

(4) 手数料

青森県収入証紙(他都道府県の収入証紙は不可)により1万6千円分を 手数料納付書(警備業事務処理要領第4号様式)に貼付させ、納付させる こと。

また、手数料納付書に貼付されている青森県収入証紙に消印を押さないこと。

- 6 検定申請の受付上の留意事項
- (1) 郵送による申込みを認めないこと。
- (2) 検定申請書に記載されている氏名、住所、受けようとする検定の種別及 び級等を確認するとともに、勤務先 (所属警備会社)、連絡先を聴取し、 事後の連絡手段を確保すること。

- (3) 検定申請書を受理したときは、速やかに生活保安課に電話報告し、同課が指定する受理番号を検定申請書の所定欄に記入すること。
- (4) 検定申請者に対しては、後日受検票を交付(警察署経由)することを教示すること。
- (5) 受理した検定申請書は、その日の受理分を取りまとめ、別添送付書(1件ごとに送付する必要はない。)により速やかに生活安全企画課に送付すること。

なお、検定申請書及び添付書類は1通のみの提出となることから、受理 警察署においては、検定申請書等の写しを作成、保管すること。

(6) 検定の実施については、青森県報に登載されて公示されるとともに、警察本部ホームページにも掲載することから、各警察署においても別添「広報用チラシ」を活用し広報活動に努めること。

担当 生活安全企画課 営業·危険物係

別記様式第1号(第9条関係)

*	資料区分					*	受理警察署	I	1 1	1 1		(-	罯)
*						*	受理年月日	•		1	年	<u> </u>	月		T _E
*	合格証明書の番号	I I	I I	i i	I I	*	検定年月日] 	年	! ! !	月	- !	月
*	合格証明書交付公安委	会員会	I I	*	合	各証	月書交付年月日			i i	年	i i	月	i i	目

検 定 申 請 書

警備員等の検定等に関する規則第9条第1項の規定により検定を申請します。

月 日 年

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリ	ガナ)	1	I I I I	1 I	1	1 I 1 I	1 I 1 I	l I	1 I 1 I	1 I 1 I						
氏	名															
住	所															
			_							_						
		電記		()			4							
生 年	月日		大正		平成		年	月-	日							
) I = 85°	1	2	3	4	5	i	i	i				\•/			
本籍又	は国籍												<u>*</u>	1	1 1 1	
													<u> </u>	i	i i i	<u>i</u>
検定を	四ルト															
うとす		/生 》	巷保安	≜ 施	討	· 雑	当		話導	核・	紫料	物質	<u> </u>		玉	
業務の			でいる 開業務		世 開業務		四 借 坐次	数 .	ロルカラ <u>学学次</u>		版語	422 月	₹ * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	貝 洱炉	生 L	<u>次</u>
术 初。	1里力1		m / 1 /1/	T = V	HH 74-17	7 =	/m <i>7</i> 4777	= V	H 7477	7 L PX	100 X±1	NX = I/H	1 / 1/1	(土)(以		77
															*	
受けよ	うとす														7.0	
る検定		1 /	波	2 治	汲											
															*	
属する	名 称															
営業所																
	所在地															
		電記		()	_	_	番	į.						
	検定を受					戈欄										
	検定を受															
	種別につ													公	安委員:	会
	格証明書															
	あってに					昭和	1	年	!]月	- !	ПΒ				
	した公安		会及ひ	谷格記		平成	<u> </u>	J '								
明書の交付年月日						令和										

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。 2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。 3 「属する営業所」欄には、申請者の住所地を管轄する公安委員会の行う検定を受けようとする 場合は、記載することを要しない。 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

青森県公安委員会殿

氏名

手 数 料 納 付 書

青森県警備業認定申請手数料等徴収条例第2条の規定により、手数料を納付します。

納付金額	16,000円
納付目的	警備員等検定手数料(施設警備業務2級)
証紙ちょう付欄	

生	<u>.</u>	01		14	暦 5	5 年
(令	和	12年	12月	末	まで係	早存)
令	和	7	年		月	日

青森県警察本部長殿

警察署長

検 定 申 請 送 付 書

下記申請者に係る検定申請(施設警備業務2級)について、別添申請書のとおりであるから送付します。

No.	申請者氏名	受 理 番 号

警備員等の検定の実施について

~ 施設警備業務 2級 ~

主催青森県公安委員会

1 実施日時

(学科) 令和7年9月24日(水) 午前9時から午前10時までの間 (実技) 令和7年10月25日(土) 午前9時から正午までの間

2 実施場所

青森市問屋町1丁目10番10号 青森市はまなす会館

3 定員

30人 (予定)

4 検定の種別及び級 施設警備業務 2級

- 5 受検対象者
- (1) 青森県内に住所地を有する者
- (2) 青森県外に住所地を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの
- 6 実施要領

学科試験、実技試験の順で実施し、学科試験に合格した者のみ実技試験を行います。

- (1) 学科試験
 - ① 5枝択一式20間の筆記試験で試験時間は60分とします。
 - ② 1問5点の100点満点中、90%以上の成績で合格となります。 「試験科目〕
 - ・ 警備業務に関する基本的な事項
 - 法令に関すること。
 - 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - ・ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措 置に関すること。
- (2) 実技試験

減点式採点法で、100点満点中、90%以上の成績で合格となります。 〔試験科目〕

- ・ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- ・ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措 置に関すること。
- 7 手数料

青森県収入証紙により16,000円を納付

8 受付期間

期間 令和7年8月18日(月)から同月22日(金)まで 時間 午前9時から午後4時までの間

《検定申請に関する問合せ先》

- 青森県警察本部生活安全企画課(™017-723-4211)
- 青森県内各警察署生活安全課又は刑事生活安全課